

<平成 30 年度個人住民税の主な改正>

1. 給与所得控除の見直し（上限額の引き下げ）

給与収入 1,000 万円超の場合、給与所得控除の上限額が 220 万円に引き下げられます。

給与収入金額（A）	給与所得金額
10,000,000 円～11,999,999 円	$A \times 95\% - 1,700,000$ 円
12,000,000 円～	$A - 2,300,000$ 円



給与収入金額（A）	給与所得金額
10,000,000 円～	$A - 2,200,000$ 円

給与収入が 1,000 万円以下の人は、従来どおり変更ありません。

2. 医療費控除に関する「明細書」の添付の義務化

医療費控除の適用を受ける場合に「明細書」の添付が必要になります。これにより領収書の添付が不要となりますが、明細書の記入内容の確認をお願いすることがありますので、医療費等の領収書は申告から 5 年間保存してください。

経過措置として、平成 32 年度（平成 31 年分）の申告までは、従来どおり領収書の添付または提示による申告も可能です。

注記：通常は医療費控除の対象外となるものを控除対象とする場合は、従来どおり領収書の添付または提示による申告も可能です。（例：おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など）

3. セルフメディケーション税制の創設（医療費控除の特例）（平成 33 年まで）

対象（スイッチ OTC）医薬品の購入額が 1 万 2 千円を超える部分の額（上限額 8 万 8 千円）について、その年分の所得控除を受けられます。従来の医療費控除との併用はできません。

健康の維持増進および疫病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成 29 年 1 月 1 日以降に、スイッチ OTC 医薬品（※）を購入した際に、その費用について、申告することで所得控除を受けることができます。

※スイッチ OTC 医薬品とは…医療用から転用された医薬品で医師の処方箋がなくても購入できるもの。



上のマークが目印です。対象医薬品の詳細は厚生労働省ホームページ（外部ページ）をご覧ください。

☆この特例を受けられる人

この特例の適用を受けるには、所得税または町県民税の納税義務者が、その年中に次に掲げる健康の保持増進および予防への取組を行っている必要があります。

- ・健康診査（保険事業や健康増進事業として行われる人間ドックなど）
- ・予防接種（インフルエンザの予防接種など）
- ・事業主健診（労働安全衛生法の規定に基づく健康診断）
- ・特定健康診査・特定保健指導（高齢者の医療の確保に関する法律に基づくもの）
- ・がん検診（市町村が健康増進事業として行う乳がん、子宮がん検診など）

なお、納税義務者（この特例の適用を受ける人）が取組を行っていることは要件とされていますが、その人と生計を一にする配偶者その他の親族が取組を行うことは要件とされていません。